

来島海峡情報

～海難ゼロへの願い～

(平成23年3月)

来島海峡航路における安全運航の徹底について

来島海峡海上交通センター及び備讃瀬戸海上交通センターにおいては、AIS（船舶自動識別装置）情報により、瀬戸内海・宇和海を航行する船舶の動静を24時間監視しております。

船舶が島嶼部等へ乗揚げる等の動静を認めた場合は、国際VHF16chにより当該情報を提供し海難の発生を未然に防止しております。

最近、各海上交通センターからの情報提供により海難が回避された事例が相次いで発生しており、国際VHF16chを常時聴取していない場合、これらの有効な情報提供が当該船舶に伝わらず、乗揚げ等にかかる海難の未然防止ができない場合がありますので、「国際VHF16chの常時聴取」をお願いします。

なお、海上交通安全法に定める航路及びその周辺海域においては、「情報の聴取義務海域」が設定されておりますので、注意をお願いします。

来島海峡航路を航行する際は、最も基本的事項である「来島海峡通峡三原則」を遵守して安全な航行をお願いします。

来島海峡通峡三原則

- 1 海図W104の備付け
- 2 国際VHF16chの常時聴取及び来島海峡海上交通センターとの連絡保持
- 3 北流時は右側通航、南流時は左側通航

霧海難撲滅キャンペーンについて

今治海上保安部では、春先から梅雨時期にかけて、濃霧により視界が制限され、衝突・乗揚海難が多く発生する傾向にあることから、海難が多発する時期を前にして、視界制限状態における適切な運航を呼びかけるため、3月1日（火）から10日（木）の10日間「霧海難撲滅キャンペーン」を展開しております。

「霧海難ゼロ」を目指して、霧発生時における船舶を安全に航行する3つのポイント！

- 1 見張りの強化
船橋の当直者を増やしましょう！
- 2 相手船初認時における減速
レーダーを適切に使用し、相手船を確認した場合は減速し、汽笛による霧中信号により相手船に注意を促しましょう！
- 3 安全な場所への早期避泊
無理をせず、早期に安全な海域に避難、停泊し、視界の回復を待ちましょう！



《海難回避事例1》

小型タンカー
749トン
日本船
四日市→水島

0710:センター
松島への接近を情報提供
(4回)
(応答なし)

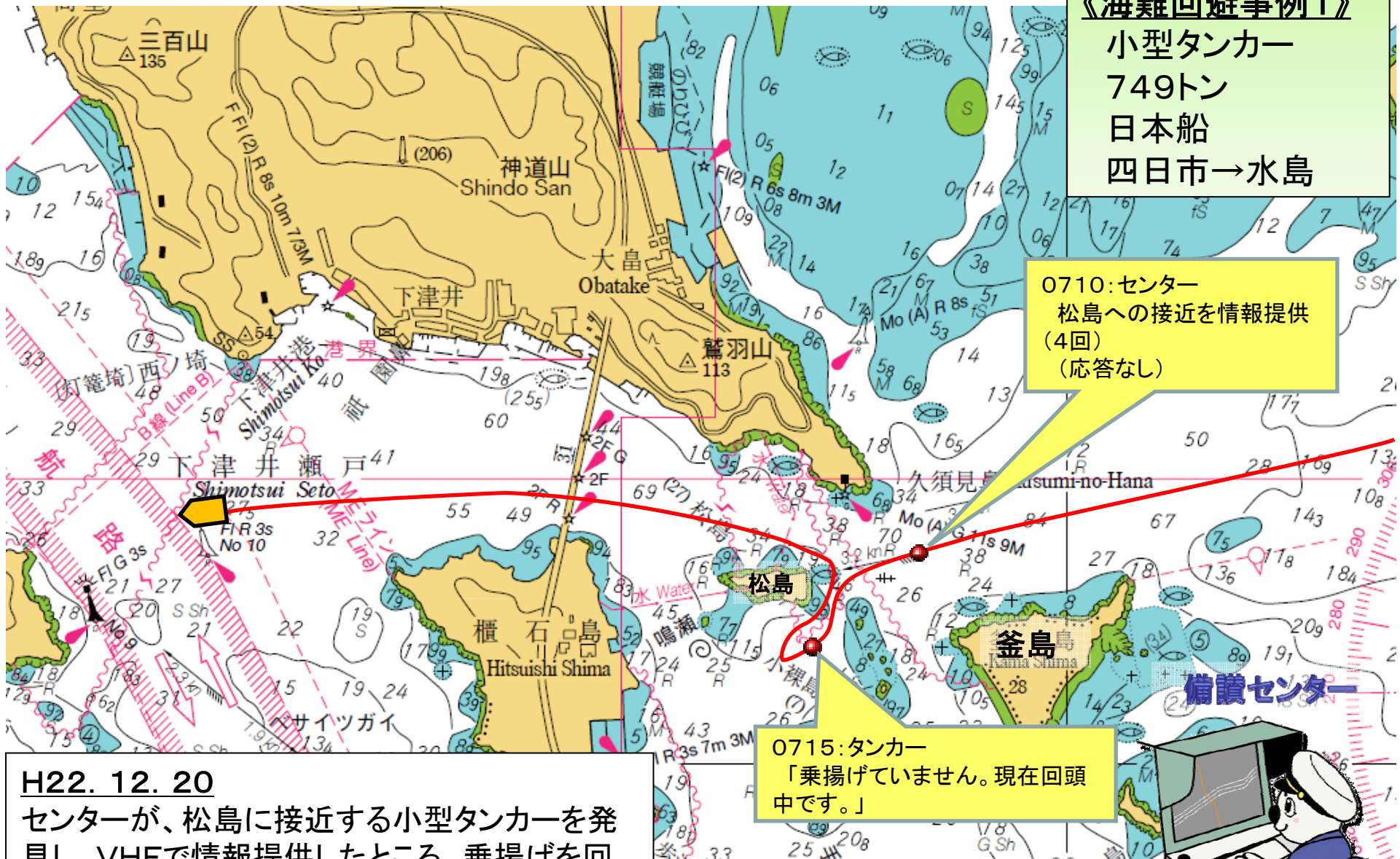
0715:タンカー
「乗揚げていません。現在回頭
中です。」

H22. 12. 20

センターが、松島に接近する小型タンカーを発見し、VHFで情報提供したところ、乗揚げを回避したもの。

(原因)

見張り不十分(船橋で話に夢中になっていた)



《海難回避事例2》
貨物船
4456トン
韓国船
韓国→水島

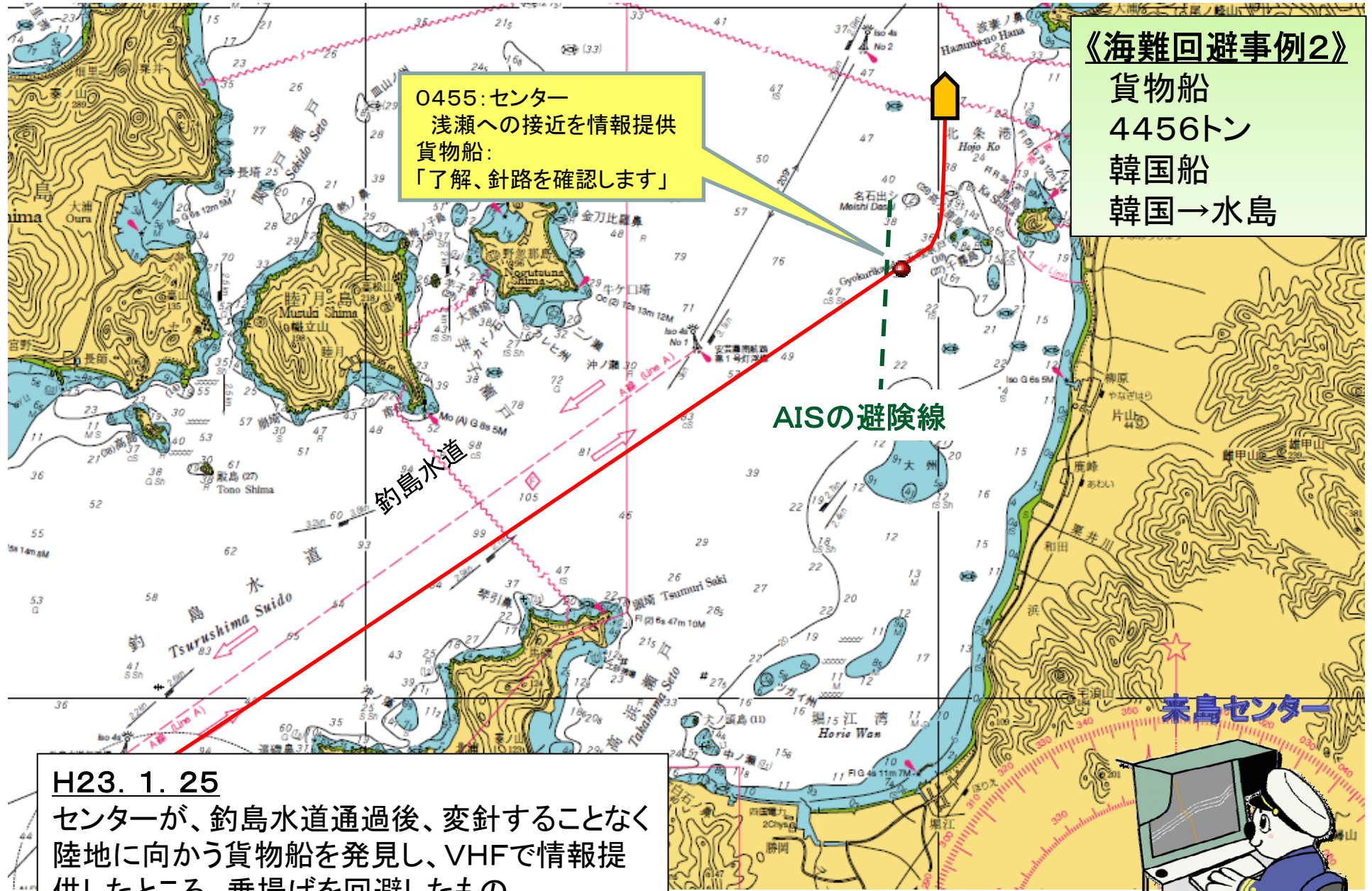
0455:センター
浅瀬への接近を情報提供
貨物船:
「了解、針路を確認します」

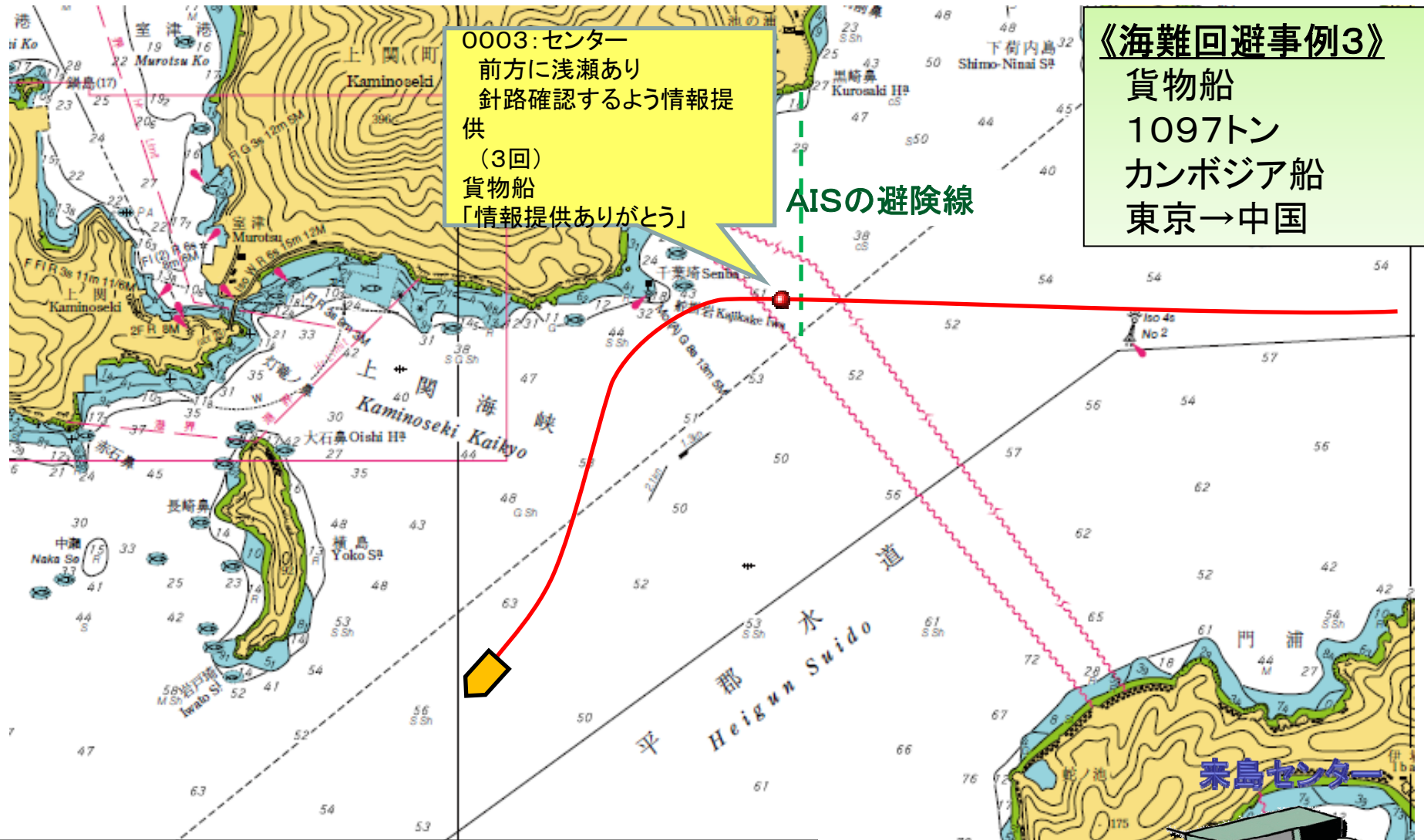
AISの避険線

水島センター

H23. 1. 25

センターが、釣島水道通過後、変針することなく
陸地に向かう貨物船を発見し、VHFで情報提
供したところ、乗揚げを回避したもの。
(原因)
航路標識の誤認(見落とし)





H23. 2. 6

センターが、平郡水道通過後、変針することなく浅瀬に向かう貨物船を発見し、VHFで情報提供したところ、乗揚げを回避したものの。

(原因)
居眠り

《レーダーによる 海難回避事例》

押船
19トン
日本船
大分→日比(岡山)

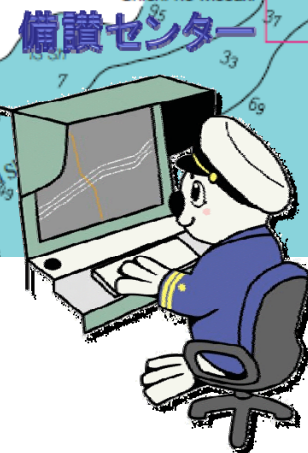
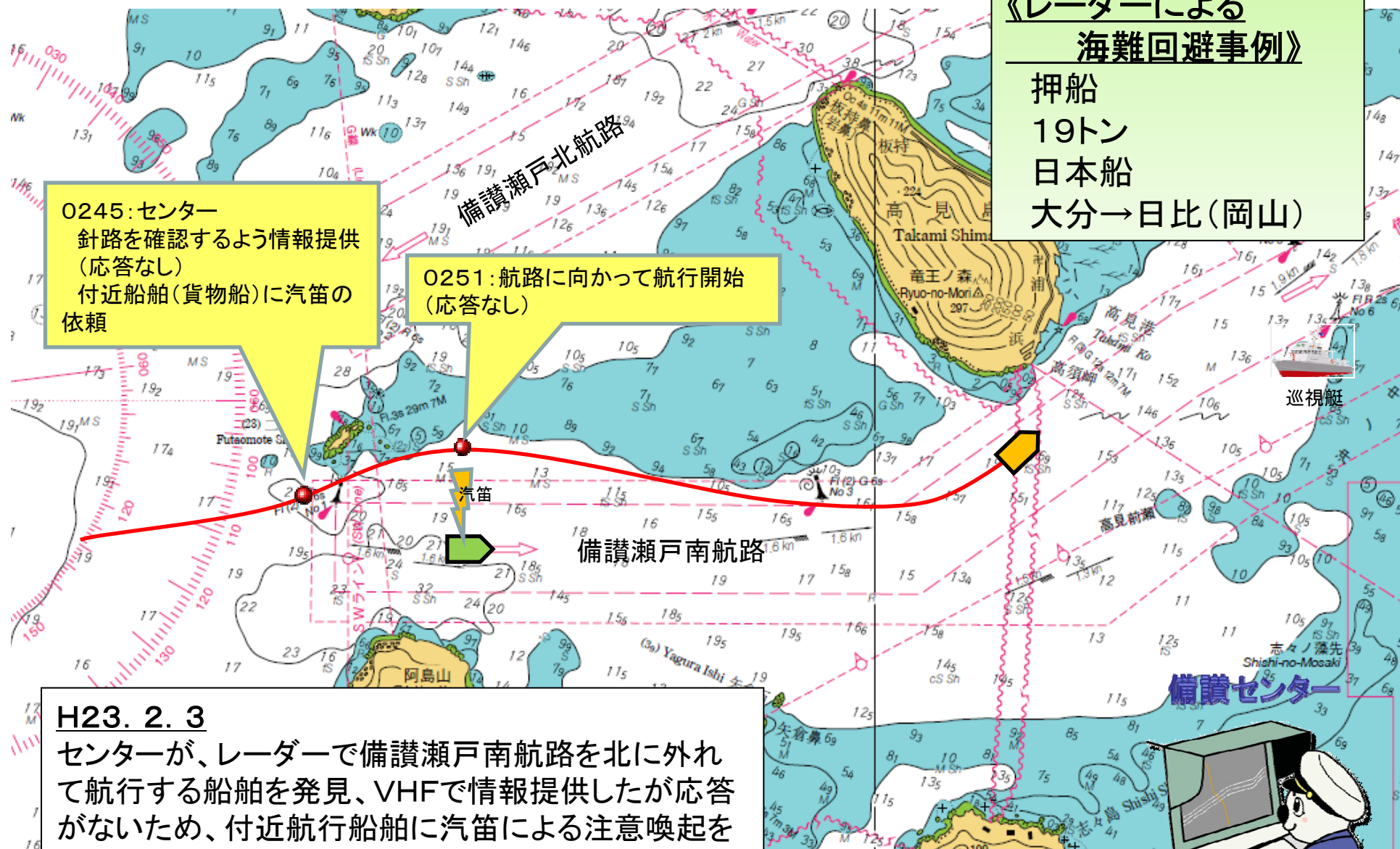
0245:センター
針路を確認するよう情報提供
(応答なし)
付近船舶(貨物船)に汽笛の
依頼

0251:航路に向かって航行開始
(応答なし)

H23. 2. 3

センターが、レーダーで備讃瀬戸南航路を北に外れて航行する船舶を発見、VHFで情報提供したが応答がないため、付近航行船舶に汽笛による注意喚起を依頼した結果、航路へ復帰し、乗揚げを回避したもの。

(原因)
操船不適切(航海士が操舵室を離れたことによる)



○ 船舶の安全な航行を 援助するための措置

(注) 特定船舶

- 情報の聴取義務海域を航行する次の船舶
- ・長さ50メートル以上の船舶(関門海峡は除く。)
 - ・総トン数300トン以上の船舶(関門海峡のみ。)

これまでも海上保安庁では、船舶交通の混雑する海域に海上交通センターを設置して、船舶の安全な航行を援助するため気象情報等を提供してきましたが、これからも更なるサービスの向上に努めます。



あらかじめ通信機器のチェックをしましょう！

港則法及び海上交通安全法の一部改正によって、7月1日から海上保安庁が提供する**情報の聴取が義務化**されます。

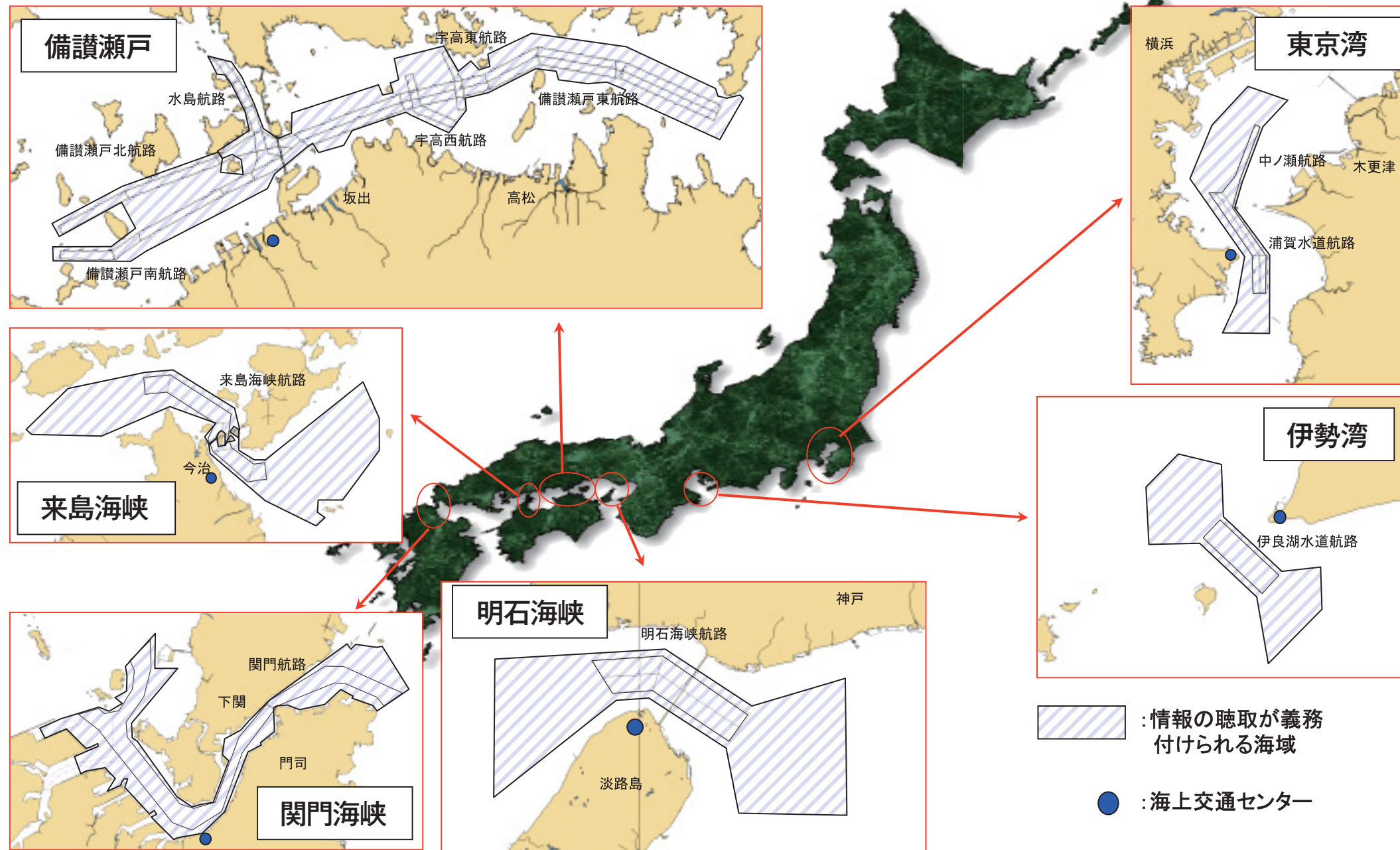
危険を防止するため必要なときは**勧告**を行うことがあります。また、勧告に基づいて講じた措置については**報告**をお願いすることがあります。



情報提供や勧告は、日本語又は英語で、主として国際VHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話等の方法でも行う場合があります。

※海上保安庁が行う情報提供や勧告は、船舶の運航者の判断を支援するために行うもので、**具体的な操船方法を指示するものではありません。**

<情報の聴取義務海域>



この海域を航行する**特定船舶(注)**は、海上保安庁からの**情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。**



提供する情報は次の通りです。

<提供される情報>

- ・交通方法に関する情報
- ・交通の障害の発生に関する情報
- ・危険な海域に関する情報
- ・操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ・著しく接近する他の特定船舶の動向に関する情報
- ・その他航海に必要と認められる情報